

新会社法の対応

(2)

日専連名誉講師
富山短期大学名誉教授

川中 清司

会社法対応の前置きとして、まず、会社組織と個人経営と、どちらが有利かの選択について考えてみたい。

かつて、節税対策のために会社にした企業が、最近になって、社会保険料の負担に悩んでいる。個人経営に戻ったほうが良いと考える企業も少なくない。

◇ 会社か個人かの選択

① 利益多額なら法人

中小企業の場合、会社組織にするのは節税対策が多い。
ある程度、利益が上がると、個人企業で所得税を払うよりも、会社組織にして、役員報酬をとったほうが、安い法人税で、済むからだ。

だが、景気低迷で、欠損状態が続く、税金よりも、保険料などの負担が重荷になってきた。

会社にした場合、親族を役員にした報酬の社会保険料などの合計額と、個人企業のまま、世帯主が国民健康保険に入り、家族が扶養者となった場合の金額とでは、どちらが軽いかを比較する。さらに、税金の節減分とを比べてみて、どちらが得かで、会社か個人かの選択が決まる。

— 社保と国保の最高額 比較 —

A 会社=親族の給料	→ (社会保険)	>	B 個人事業	= (国民保険)
A (健保40,018+厚年43,195) × 12カ月				= 998,556円
B 国民保険 (最高年額530,000) + 年金 (13,580 × 12カ月)				= 751,299円
			差額	約24万円

簡単に言えば、利益多額企業なら会社組織、欠損が続くのなら個人が有利と言える。

② 欠損が続けば個人が有利
欠損なら、所得税の負担は無いが、会社なら、法人地方税の均等割が必要となる。

社会保険と国民保険とは、高所得での最高負担額の差は、年間、約二四万円程度だ。

表は、高額所得の場合の、保険料の上限を示したものである。

Aは月額報酬九八万円の社会保険と、厚生年金の年額が約九九万八〇〇〇円。Bは国民健康保険と年金の最高年額が七五万一〇〇〇円程度。個人の国民保険などのほうが、約二四万円負担が軽い。その分だけ、個人のほうが得ということになる。

何人かの親族が、役員報酬を取って社会保険料を払うより、主

な所得者が、国民保険に入り、あとは、被扶養者としたほうが得になる。

③ 会社としての企業メリット
会社か個人かの選択は、税金や保険の負担のほかにもある。取引先の信用や金融機関の融資条件、労務上の評価、たとえば、求人その他で、どちらが有利かの配慮も必要だ。

会社から個人に切り替えるとなれば、借入金、設備や車両の支払手形、リース契約などの手続きが可能かどうか検討したい。

会社を解散せずに、休業という手もあるが、会社から個人への営業引き継ぎにも注意したい。法人解散の場合の登記手続の費用や、清算所得の税負担なども考慮すべきだ。

④ 事業承継も考慮
大事なのは、事業承継の面で、

税法の面で、大、小どちらが得か

●法人税率	小
・大法人(資本金1億円超) = 30%	
・中小法人 = 800万円以下22%、超えれば30%	小小
●交際費	小小
資本金1億円以下は400万円×90% = 損金	
1億円以上は全額不算入	
●寄付金	大小
資本金の大きさの25% × 1/2 = 損金	
●住民税均等割	大小
→ 大会社は大きい	
●事業所税	小小
→ 中小企業に一部、非課税制度あり	
(免税点 = 資産割・事業所面積1000m ² 以下、従業員割100人以下)	
●少額減価償却資産	小小
貸倒引当金 留保金課税の不適用 欠損金繰戻還付	
機械等取得の特別償却	
IT投資促進税制 =	
●資本金1000万円未満の新設会社、2年間の消費税免除の活用	小小

どちらが有利かだ。
会社を継続して、後継者に自社株を譲りながら、経営を引き継がせることができる。

◆会社の二つの選択

えた分の贈与税は相続時に清算し、もし、財産がなければ戻ってくる。

「相続時精算課税」の制度を活用しながら、贈与するのも良い。
二五〇〇万円と住宅取得資金一〇〇〇万円の合計三五〇〇万円まで贈与税がかからない。これを超

会社でいく場合に、ワンマン経営で、シンプルな組織で割り切るか、企業らしい機構を志向するか。二つの選択がある。

(1) 合名会社、合資会社、新しくできた合同会社、
(2) 有限会社として残る、
(3) 非公開株式会社で、機関の少ないタイプで進む、といった道がある。
有限会社法はなくなるが、既存の有限会社は存続が認められる。役員任期は自由で、変わるまで変更登記もいらぬ。決算公告は必要ない。
株式会社なら、非公開タイプにして機関を少なくする。株主総会が必要だが、取締役は一人だけにして取締役会を置かない。運営を公正にしたいのなら、監査役を置けばいい。

あなたの会社は どちらでしょうか

◆ 有限会社向きのケース

- ・ 経営者(社長)の力で商売しており、会社の種類は実際は関係ない
- ・ 従業員が少なく、家族中心で、決算内容は公開したくない
- ・ 取引先やお客が信頼関係で結びつき、新規開拓は重要ではない
- ・ 会社の形態よりも店の力で商売している
- ・ 経営の費用をできるだけ抑えて、こじんまりと商売したい

◆ 株式会社が良いケース

- ・ 会社には部課などがあり、組織の力で経営している
- ・ 対外的に、規模の大きさや企業イメージを売りにしている
- ・ 借入や外部の資本も導入したい
- ・ 幹部や後継者には、親族にこだわらず実力者を起用したい
- ・ 新製品、新技術で他社と提携し導入したい

◆ 大会社も非公開 公開どちらでもOK

元来、株式は自由に譲渡できるのが会社の原則だが、中小企業の場合、経営の乗っ取りから守る趣旨で譲渡制限を認めていた。これを非公開会社という。

新会社法は、大会社でも非公開

会社とすることを認めた。大会社の非公開会社は、監査役と会計監査人を置くか、三委員会と会計監査人を置くかすれば良い。

◆ 小さい会社のメリットを活かす

大きい会社と、小さい会社の長短を考える。主に税制の面で考えると、小さな会社が断然有利だ。

◆ 有限会社が株式会社が

有限会社か、株式会社の選択は、一口で言えば、規模の大小による。従業員が少なく、お客も信頼基盤の固定客が中心で、こじんまりとした経営なら有限会社。ある程度の部課があり、対外的に、規模の大きさやイメージを売りにして、事業を発展継承したいのなら株式会社が良い。どちらを選択するか、上の表を参考までに。

◆ 有限会社の継続と定款修正

現存する有限会社は、

三委員会の権限

委員会	権限の内容
1 指名委員会	株主総会に提出する取締役の選任および解任の議案の決定
2 監査委員会	① 取締役および執行役の職務の執行の監査 ② 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任などの議案の内容決定
3 報酬委員会	取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定

新会社法の「特例有限会社」として存続が認められる。

整備法(※)の規定で、商号は「有限会社」を用いる。定款に記載されている「資本の総額」、「出資一口の金額」、「社員の氏名、住所、出資口数」などは、記載が無いものとみなされる。

要するに、今の定款に書いてあっても、資本総額や出資、社員項目は、記載が無いものとみなされる。

だが、整備法の、みなし規定に任せておくのではなく、最初に到来する総会で、定款変更を議決して、正しい内容に改訂すべきだ。

(※)整備法Ⅱ「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

◆特例有限会社ほど変わる

今までの有限会社と「特例有限会社」の、主な違いは次のとおり。
・ 出資者は株主となり、今までの五〇〇人の制限がなくなる。
・ 最低資本金の制限がなくなる。
・ 社員総会が株主総会となる。

・ 社員総会の書面決議は、総社員の承諾が必要だったが、株主総会の書面決議は、決議事項についての株主全員の同意が必要となる。

・ 取締役、監査役の選任、解任決議は、社員総会の普通決議だったが、株主の過半数が出席し、その過半数の議決となった。
・ 社債の発行が可能となる。

◆特例有限会社の機関

特例有限会社に置くことができ、機関は限られており、株主総会と取締役だけだ。

代表取締役や監査役は、定款で

定めた場合は設置できる。

取締役会、会計参与、監査役会、会計監査人、委員会は置くことができな

◆委員会設置会社と

「コーポレートガバナンス

企業としての組織形態を備えて、経営を適切に運営するためには、内部統制システムの構築が必要だ。そのため、会社三つの委員会を設けて、執行と監督を分離し、その機能を発揮して企業統治（コポガバ機能）を強化する。

この制度は、一四年の商法改正で、アメリカ型の経営手法として登場した。こうした形態が、日本に向くかどうかは、今後の課題と言えよう。

委員会を設置する会社の、主な特徴は次のとおり。

・ 執行役を設け、取締役会の権限を大幅に委譲する。
・ 取締役会の監視・監督機能を強化。

・ 監査役は置けない。
・ 取締役は六人以上で、内一人が社外取締役。使用人と取締役は兼任できない。
・ 三委員会を設置し、取締役三人以上で組織する。